



2023年5月25日

各 位

会社名 マニー株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 齊藤 雅彦
(コード：7730 東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役兼執行役副社長 高橋 一夫
電話番号 028-667-1811

当社執行役に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社執行役に対する譲渡制限付株式報酬として、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式発行の割当ての対象となる執行役はこれまで国内非居住者に該当し、2022年11月24日に開催された取締役会において決議された譲渡制限付株式報酬の対象からは除外されていましたが、当該執行役が海外子会社から帰任し、より一層当社の企業価値向上に専心することが求められることから、他の執行役と同様の報酬制度を導入することで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的とするものです。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年6月21日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 8,150株
(3) 発行価額	1株につき1,714円
(4) 発行総額	13,969,100円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数	当社執行役 1名 8,150株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年10月26日開催の報酬委員会において、当社の執行役（国内非居住者を除く、以下「対象役員」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象役員を対象とする新たな報酬制度として、役員退職慰労金の廃止も含め、従来からのパフォーマンスユニット等の長期インセンティブ報酬制度を改め、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。本制度は、本制度開始に伴い一括して付与され中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する「中期経営計画達成要件RS」と中期経営計画ラップ目標の達成によって付与され一定期間継続して対象役員の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」の2種類で構成されていますが、今回付与するのは「中期経営計画達成要件RS」のみとなっています。※

※上記2種類のRSの関係についての概要は別紙のとおりです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、

当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

報酬委員会の決定により、今回は、本制度を構成する2種類のRSのうち「中期経営計画達成要件RS」のみを付与することとし、本制度の目的、当社の業況、対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象役員の更なるモチベーションの向上を目的として、対象役員1名に対して、金銭債権合計13,969,100円、普通株式8,150株を付与することといたしました。本制度の前提となる報酬体系は、固定報酬65%に対して変動報酬を業績に応じ35%～70%とし、変動報酬のうち、中期経営計画達成に対する役員のコミットメントを強化することを目的とした長期インセンティブとしての株式報酬を15%～30%としています。今般付与する「中期経営計画達成要件RS」は、中期経営計画達成を前提に、株式報酬のベースとなる15%部分を構成するもので、当該割合分を付与金額としています。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するとともに、当社の中期経営計画が対象とする期間（現在の中期経営計画終了までの残期間約3年）を踏まえまして、譲渡制限期間を約3年間としております。なお、「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」は、中期経営計画期間中のラップ目標に対するインセンティブの付与を目的とするものですが、今回については本制度適用初年度であるため、具体的な付与の検討は、ラップ目標を設定する次回以降となる予定です。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員1名が上記のとおり付与された当社に対する金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、「中期経営計画達成要件RS」として、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

【中期経営計画達成要件RS】

(1) 譲渡制限期間

2023年6月21日～2026年11月30日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあり、かつ、当社が設定した業績目標として、当社が公表した2026年8月期に係る決算短信に記載された売上高（決算短信の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。）が300億円以上及び営業利益（決算短信の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。）が100億円以上及び2022年9月1日から2026年8月31日までの当社の株価成長率が対TOPIX成長率の1.69倍以上となること（以下「業績目標」という。）を達成することを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い
上記(2)にかかわらず、対象役員が、譲渡制限期間中に、任期満了その他正当な事由により、当社執行役その他これに準ずる地位のいずれかの地位をも退任（死亡による退任を含む。）した場合には、業績目標を達成することを条件として、当該退任した時点において保有する本

割当株式の数に、当該本割当株式の払込期日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を42（2023年6月から2026年11月までの42カ月）で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、対象役員が、任期満了その他正当な事由により、当社執行役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任（死亡による退任を含む。）した場合には、当該退任した時点において保有する本割当株式の数から、上記（3）に基づき算出された業績目標が達成された場合に譲渡制限が解除される予定の本割当株式の数を控除した数の本割当株式について、当該退任時点において、当社は当然に無償で取得する。加えて、当社の執行役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任した場合（任期満了その他正当な事由による退任（死亡による退任を含む。）の場合を除く。）、又は、業績目標を達成できなかった場合には、当該時点において、対象役員が保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社は当然に無償で取得する。ただし、業績目標を達成した時点より後に組織再編等効力発生日が到来する場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等承認日において対象役員の保有に係る本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって本譲渡制限を解除する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第64期事業年度から第67期事業年度までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年5月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,714円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上

別紙 本制度を構成する2RSの関係(概念図)
 中期経営計画期間5年の場合 中計：中期経営計画

